

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定平衡機能検査士制度に関する内規

1. 目的

本制度は、平衡機能検査について専門的知識と優れた技能を持つ本会の正会員あるいは準会員である臨床検査技師・看護師・言語聴覚士を一般社団法人日本めまい平衡医学会認定平衡機能検査士として認定することにより、めまい患者において適切な平衡機能検査が実施され、めまい診療の専門性の向上に資することを目的とする。

2. 名称

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定平衡機能検査士とし、略称を平衡機能検査士とする。

3. 平衡機能検査士の位置付け

平衡機能検査士は平衡機能検査の専門家として、本学会機関誌、本学会ホームページ上に公開する。

4. 平衡機能検査士の認定条件

平衡機能検査士の目的に賛同し、その認定を希望する臨床検査技師、看護師、言語聴覚士の資格を有する本会の正会員あるいは準会員で、1)、2)のいずれかの条件を満たして、平衡機能検査士制度運営委員会の審査を経て、理事会の推薦、代議員総会の承認を得た者を平衡機能検査士とする。

1)本会主催の平衡機能検査技術講習会を受講し、試験によりその修了が確認された者。

2)移行措置として本制度発足前に本会主催の平衡機能検査技術講習会を受講し、その修了が確認された者。

注 1：現在、本学会員でない者は、本会の正会員あるいは準会員になった時点で認定申請の資格が発生する。

注 2：本会主催の平衡機能技術講習会とは、昭和 46 年(1971 年)10 月 4 日～9 日に開催された第 1 回日本平衡神経科学会主催平衡機能検査技術講習会以降の技術講習会が該当する。

5. 平衡機能検査士の申請

平衡機能検査士となることを希望する申請する者は、下記書類を平衡機能検査士制度運営委員会に提出するものとする。

申請書類、臨床検査技師・看護師・言語聴覚士のいずれかの免許（写）

6. 審査料、認定料

審査料、認定料を本学会に支払うものとする。審査料は 1,000 円、認定料は 1,000 円とする。

7. 認定証

認定証を交付する。

8. 有効期間

有効期間は認定後 5 年とし、5 年ごとに更新を行う。

9. 更新の条件

更新は、申請により平衡機能検査士制度運営委員会の審査を経て、理事会で承認する。

2)更新には、有効期間内に 2 回以上の本学会の学術講演会への出席を必要とする。

3)止むを得ない事情により、2)の条件を満たさなかった者が更新を希望する場合は、平衡機能検査士制度運営委員会で別途審査を行う。

10. 更新料

更新に当たっては、更新料を支払うものとする。更新料は 1,000 円とする。

11. 更新後の認定証

更新後は、認定証を新たに交付する。

12. 資格喪失

平衡機能検査士が下記の各項に該当した場合は資格を喪失する。

1)有効期間内に本会員の資格を喪失した場合。

2)更新のための条件を満たさず更新されなかった場合。

3)平衡機能検査士としてふさわしくない行為、またはその目的に反する行為を行った場合、理事会の発議により代議員総会の承認を経て認定を取り消すことができる。

13. 本内規の制定、変更は理事会の承認による。

14. 本内規は、2021（令和 3）年 9 月 30 日より施行する。2025（令和 7）年 3 月 28 日に一部を変更した（準会員を追加）。

一般社団法人日本めまい平衡医学会認定平衡機能検査士制度に関する内規の施行細則

1. 平衡機能検査士の審査申請

平衡機能検査士の認定審査を希望する者は各年毎に指定された日（消印有効）までに、平衡機能検査士制度運営委員会宛に申請するものとする。

2)各年の申請締め切り日は、学会機関誌および学会ホームページに、締め切り日の3ヵ月以上前に公表する。

2. 平衡機能検査士の更新申請

更新に当たっては、更新申請書を提出するものとする。

3. 審査結果の通知

平衡機能検査士の認定、更新の審査結果は、申請者毎に審査理由を含めて通知する。

4. ホームページ上の取り扱い

平衡機能検査士の本会ホームページ上の取り扱いは、平衡機能検査士制度運営委員会で定め、理事会で承認するものとする。

2) 前項に当たっては、現ホームページにおける専門会員・めまい相談医の取り扱いとの整合性に十分配慮するものとし、また、本会渉外広報委員会と十分な連携をとるものとする。

3) ホームページに掲載する項目は、平衡機能検査士氏名、所属（勤務）先ホームページへのリンク、所属（勤務）先、所在地（番地は除く）の項目である。平衡機能検査士のホームページへのリンクは、平衡機能検査士として適切なホームページへのリンクとする。

5. その他の事項

その他、平衡機能検査士制度の運営に当たって必要な事項は、平衡機能検査士制度運営委員会で定め、理事会の承認を得るものとする。